

平成30年（行ウ）第126号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国

第4準備書面

2019年（令和元年）11月6日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 升味 佐江子



同 古本晴英



同 秋山淳



同 井桁大介



同 高橋涼子



同 三宅千晶



第1 原告の主張

1 被告の主張が十分でないこと

被告は、本年9月3日付準備書面（3）の第1の2（9頁以下）において、本件文書の各項目の各記載欄の記載内容と、これらが不開示情報に該当するとの主張をしている。

しかし、被告の主張は、本件文書を構成する122件の個人情報ファイルの「名称」「保管場所」等の項目毎に極めて抽象的かつ概括的になされたもので、各々のファイルについて個別具体的に内容の説明を行い、不開示事由の該当性を明らかにするものではない。

本書面でも改めて指摘する別件部分開示文書では、18の個人情報ファイルにおいて、4つの項目の各記載欄は全てのファイルで開示され、他に、「名称」「記録される項目」や「本人として記録される個人の範囲」についても一部あるいは全てが開示されている。また、これらに加えて、本書面で新たに指摘する同種の開示請求によって開示された個人情報ファイルにおいても、全てのファイルで開示された項目、ほぼ全てのファイルで開示された項目等があり、類型的に開示がなされると判断することが可能な項目があることが改めて明らかになった。

すなわち、被告が準備書面（3）で行った本件文書の各項目の各記載欄の記載内容とこれらの不開示情報該当性に関する主張は、せいぜい122件の個人情報ファイルの不特定の一部に妥当するものにすぎず、本件文書の不開示部分の全てが不開示事由に該当することの主張にはならないのである。

被告は、本件文書の不開示部分の全てについて不開示事由を明らかにし、立証しなければならないところ、各項目の各記載欄に記載された内容に関する主張では、必要な立証どころか十分な主張にすらなっていない。

2 個人情報管理簿の全ての開示が求められているから「おそれ」が認められるとする主張の誤り

(1) 被告が主張するように本件部分開示文書の不開示部分全部が不開示事由に該当するか否かは、結局、個人情報管理簿の全ての開示を求めるものであることから、一部でも公にすると、個人情報ファイルの増減を経時的、経年的に把握することにより、警察活動の実態等を把握等されるという点（準備書面（3）だと7頁）にかかるといえよう。

(2) この点について、被告は、これに関する主張と同じ表現を用いて繰り返しているが（準備書面（1）31頁、準備書面（2）27、32頁）、その論理はいくつもの推論を重ねた邪推ともいべきものであり（「・・・可能となり、・・・推知させ、ひいては、・・・つながりかねない」などの表現が重ねられている。）、被告の主張する「おそれ」は、可能性に可能性を重ねる机上の空論である。

被告は、情報公開制度は、何人に対しても開かれたものであることから、国の安全を脅かす反社会勢力の構成員や犯罪行為を企図する者等が、開示請求することも可能であり、また第三者のした開示請求の結果入手した文書が公になることでこれが回りまわって反社会勢力の構成員や犯罪行為を企図する者等の手に入る可能性もあり、いずれにしても、警察情報は常に脅威にさらされており、この様な事実関係の下での本件判断は、著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないという。そして、その具体例として、乙16ないし20号証の過去の事例引いて、警察に関連する各種の情報を継続的に収集、蓄積している実態があるとの主張をする（被告準備書面（3）25、6頁）。

しかし、被告の挙げる例は、いずれも、問題の反社会的勢力や犯罪組織の構成員が情報公開請求による情報収集を行った結果として事件が生じたというものではなく、情報公開請求の結果開示された文書が利用されて生じたもの

でもない。まして、情報ファイルの経年変化を観察・分析して得た情報が、これら的事例に結び付くことは考えられない。結局、被告の主張によっても、犯罪組織等が情報公開制度を活用して犯行を企図・計画したという事案があつたことはなく、本件不開示処分の正当性を基礎づける根拠とはならない。

(3) 次に、被告は、開示請求時点における治安維持や国際情勢等に加え、反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が保有する情報等といった「他の情報」との照合を行う可能性を考慮して「おそれ」を判断することが、モザイク・アプローチとして可能だとして、最高裁判所平成19年5月29日第三小法廷判決の例を挙げているが(被告準備書面(3)8頁)、妥当でない。

まず、モザイク・アプローチは、わが国の情報公開法の解釈論としては5条1号の個人識別性の判断手法として論じられているものであり、他の不開示事由に該当する理論ではない。仮に、3号等の「おそれ」の判断をするにあたって、当該文書に記録された情報だけでなく、他の情報と照合して判断する場合があるとしても、想定する「他の情報」には自ずから限度がある。あらゆる他の情報の入手を想定し、特殊な立場の者が特殊な事情から入手可能な情報を想定するというのでは、「他の情報」は無限に広がり、結論において妥当性を欠くことは明らかである。

また、情報公開法5条3号等の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」という場合の「おそれ」については、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められているのである(原告第1準備書面11頁等参照)、他の情報と照合して検討する場合であっても、法的保護に値する蓋然性がなければならないのは当然である。

かかる視点から見ると、最高裁判所平成19年5月29日第三小法廷判決の事例は、事案に即して具体的に「おそれ」を判断したものであって、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められた事案と理解することができ、原告の主張に沿うものである。すなわち、まず、この事案で

他の情報を照合して判断しようとしたのは、「特定の領収証の作成者」である。情報公開法 5 条 1 号の要件の検討をしているものではないものの、1 号と同様に個人識別性が問題となったものである。さらに、被告も引用するように、「本件領収証の記載の内容やその筆跡」「内情等を捜査機関に提供し得る立場にある者に関する知識や犯罪捜査等に関して知り得る情報等」などと、極めて具体的に「他の情報」や推認の方法を認定した上で、不開示事由の該当性を判断しているのである。

3 本準備書面では、次項の「第 2」において、まず、被告の準備書面（3）の第 1 の 2（9 頁以下）における本件文書の各項目の各記載欄の記載内容とその不開示情報該当性の主張について、各項目毎に反論し、被告の主張の誤りを指摘する。

その後、「第 3」（21 頁以下）で、原告が別件請求で入手した別件部分開示文書に加え、今般新たに入手した同種の情報公開請求によって開示された文書とを分析して、被告の主張にもかかわらず、本件部分開示文書の不開示部分には類型的に開示がなされなければならない部分があることを指摘する。

被告は、公共の安全と秩序の維持等に支障を及ぼす「おそれ」の発生があると認める相当の理由（合理性）を基礎づけるために、公明正大・熟慮・資料収集のいずれに関しても最良の条件下に身を置いた上で、予測の基となった資料の選択、評価ないし予測の手続について具体的に明らかにすることが要請されるところ（原告第 3 準備書面 7、8 頁参照）、いまだこれがなされていない。被告に対して、さらに具体的な主張をするよう求める。

第2 被告準備書面（3）第1「2 本件文書の各項目の各記載欄の記載内容及び不開示情報該当性について」に対する反論

1 同（1）「名称」欄について

（1）被告は、本件開示請求の対象文書である保有個人情報管理簿の「名称」欄には、「警察が、犯罪捜査のため、どのような種類の個人情報を収集しているのかがわかる情報が記載されており、名称に特定の事件、犯罪名が付されているものや、対象者が記載されているものもある」と主張している。

また、被告は、その「名称」欄の情報から、どの所属及び係が当該保有個人情報管理簿に係る個人情報ファイルを保有・管理しているかも容易に推測することができ、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報も明らかになると主張している。

さらに、被告は、「名称」欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開始時期までも容易に推測することができ、「保有開始年月日」欄の情報も明らかになると主張している。

（2）しかし、まず、「どのような種類の個人情報を収集しているかが分かる情報」について、別件部分開示文書では「被疑者DNA型情報ファイル」（甲12の1）などとして実際に開示されている情報があるので、「どのような種類の個人情報を収集しているかがわかる情報」が含まれていることが、本件（一部）不開示決定において「名称」欄記載事項を一律に不開示とする理由とはならない。また、被告は、「名称」欄に特定の反社会的勢力の名称が記載されている場合を例として、「名称」欄が開示されると犯罪捜査等への支障が生じ、また国の安全を脅かす反社会的勢力の活動が活発になるなど国の安全も害される恐れがあると主張しているが（被告準備書面（3）10頁）、被告は捜査等への支障や国の安全が害されるおそれについて抽象的に述べているにすぎない。

また、「名称」欄記載事項と、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報、「保有開始年月日」欄の情報は、直接つながるものではなく、必ずしも、「名称」欄の開示により、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄、「保有開始年月日」欄が明らかになるものではない。

(3) 被告は、開示請求があった場合に、「行政機関の長としては、不開示情報について、それが一般に公開された場合に生じる支障につき、あらゆる角度からの事態を想定して、検討を加えることは当然のことである」(被告準備書面(3)8頁)と主張しているが、この主張を前提とすると、「名称」欄の記載事項を部分開示した別件部分開示文書は、警察庁長官が、「あらゆる角度からの事態を想定して、検討を加え」た結果、支障が生じないとして、「被疑者DNA型情報ファイル」(甲12の1)などの名称欄記載事項を開示したのであり、122件の本件開示文書(甲13の1~122)の不開示部分には、そのような支障が生じない情報、すなわち情報公開法5条3号及び4号の不開示情報に該当しない情報が含まれていたことになる。

被告は、このような不開示事由に該当しない情報が含まれているにも関わらず、「名称」欄記載事項を不開示としており、被告の判断は明らかに誤っている。

2 同(2)「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄について

(1) 被告は、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄には、「特定の局、部、課、係の名称が記載されており、特定の係の所掌事務、業務内容が推測できる名称が付されている」とし、「特定の係の名称については、警察庁組織令(昭和29年6月30日政令第180号)等でも公にされていない情報であり、国内外の治安情勢に伴って展開される秘匿性や特命性が極めて高い犯罪捜査を担う係等の名称が付されているものもあり、その名称から本来的に秘匿性が要求される当該係の業務内容も容易に推測でき、明らかとなる」と

主張している。

しかし、特定の係の名称の中には、警察庁が自ら明らかとしているものもある。例えば、警察庁ホームページ（警察庁について－採用情報ページ）には、一般職試験（技術系：化学・農学区分）【DNA型鑑定技術職員候補】の募集についての資料として、警察庁刑事局犯罪鑑識官D N A鑑別係と所属を表示した職員からのコメントを記載して、その係の名称を明らかとしている。

また、犯罪捜査を主たる業務とする警察庁が、ことさら秘匿性や特命性が高い係の名称に、業務と直接結びつくような安直な名前を付しているとは考えられず、被告は、抽象的に係の業務内容が推測されるとしているにすぎず、具体例も明らかにされていない。「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄が明らかになったとしても、その名称から本来的に秘匿性が要求される当該係の業務内容が容易に推測でき、明らかとなるとはいはず、被告の主張は根拠がない。

(2) また、被告は、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報を公にすることにより、「名称」欄等、他の項目の情報が明らかにされていなくとも、警察が当該所掌事務に関する個人情報を収集し、保有・管理していることが容易に推測されると主張している。

しかし、別件部分開示文書においては、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄はいずれも開示されているところ（甲12の1ないし18）、例えば「刑事局犯罪鑑識官付法医・理化学係」（甲12の1）との係名から、警察がいかなる個人情報を収集し保有・管理しているのかを具体的に推測することはできない。また、前記の被告の主張からすると、公にされた係は、秘匿性や特命性の低い係であり、本件不開示文書122件の中には、そのような秘匿性や特命性が低いとされる係の名称が含まれている可能性があり、実際に、別件部分開示文書（甲12の1ないし18）において開示された係名

は、秘匿性や特命性が低いと判断されたものにほかならない。

すなわち、別件部分開示文書（甲12の1ないし18）で開示されたような秘匿性や特命性の低い係の名称は、「名称」欄等他の項目と合わせて開示された場合はもとより、係名のみが開示された場合であっても、その名称のみを開示することによって、国の安全を脅かすような事態が生じることは想定できず、警察の情報収集活動及び捜査活動の支障となるおそれはない。

(3) また、被告は、所掌事務の変更時期（警察庁組織令等の改正時期）と「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄を照合することにより、警察が当該所掌事務に関する個人情報を保有していることが推測できるため、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

しかし、被告は、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあると抽象的に主張しているにすぎない。そもそも、個人情報ファイルを保有している係の名称が明らかとなったところで、その名称から推測できる情報自体に、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとは到底考えられず、被告の具体的な主張もない。

(4) また、被告は、「所属における国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの増減を経時的ないし経年的に把握することが可能となり、そのことから警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動を推知させ、ひいては、警察活動の実態等を把握又は推察されることにもつながりかねない」と主張している。

しかし、仮に「利用に供される事務をつかさどる係の名称」として、「刑事局犯罪鑑識官付法医・理科学係」（甲12の1、2）という情報のみ開示された文書が、経時的、経年的に、2通から1万通に増えたり、また逆に2通から0通に減ったという情報を把握したとしても、「刑事局犯罪鑑識官付法医・理科学係」が存在すること、同係が何らかの業務に従事していたこと以上に、警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動を推知することはできず、これをもつて、警察活動の実態等を把握又は推察されることはない。

(5) 以上のとおり、本件不開示情報の「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄には、少なくとも別件部分開示文書で開示されたような秘匿性・特命性の低い情報が含まれているのであり、これを開示したとしても、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはなく、情報公開法5条3号又は同条4号の不開示情報に該当しない。

これを一律に、不開示とした警察庁長官の判断は明らかに誤っている。

3 同（3）「利用の目的」欄について

(1) 被告は、「利用の目的」欄には、「警察が個人情報をどのような目的・理由で収集しているかが記載されている。また別件開示文書（甲12の1ないし18）に記載されている記述とは異なる内容が記載されているものがある。すなわち、特定事件等の犯罪捜査における情報の利用方法、分析方法等のほか、特定の個人情報について警察がどのような目的・理由で収集・管理しているかなど、公にすることができない内容が記載されているものもある」とし、「利用の目的」欄には、別件部分開示文書のように「犯罪捜査に質することを目的とする。」（甲12の1）といった、警察の職務として最も基本的で、誰もが知りうる又は警察庁の職務から推察しうる目的を記載したものと、特定の事件等の犯罪捜査における情報の利用目的や特定の個人情報の利用目的が記載されたものとの2種類の記載類型があると主張するようである（なお、以下、本項において、前者を「第1類型」、後者を「第2類型」という）。

その上で、被告は、「利用の目的」欄の情報が公にされると、「名称」欄及び「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報も容易に推測することができると主張している。

しかし、別件部分開示文書で開示された以外の「利用の目的」欄の記載内容については被告が何ら具体的な主張をしないため不明であるが、「利用の目

的」欄の記載から、直ちに「名称」欄及び「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の記載内容を容易に推測できるかは疑問である。後述のとおり、原告が新たに入手した開示文書において別件部分開示文書以外の「利用の目的」欄の記載が開示されているが、それらの記載から「名称」欄、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」は容易に推測することはできない。また、そもそも「名称」欄及び「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の記載内容に、情報公開法5条3号又は4号の不開示情報に該当しない情報が含まれることは、すでに述べたとおりであり、仮にそのような「利用の目的」欄の情報から「名称」欄及び「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報が推測できたとしても、警察活動に支障が生じることはない。

(2) 被告は、「利用の目的」欄の情報を公にすることにより、特定事件の検挙・解決のために、警察が捜査し、収集した個人情報やその内容が推測できると主張しているが、第1類型の情報を開示したところで、そのような推測はできない。本件不開示文書122件に、別件部分開示文書で「利用の目的」欄が開示された18件が含まれていることからすると、本件不開示文書には、情報公開法5条3号又は同条4号に該当しない第1類型の情報が、さらに多数含まれていることが推測される。後述のとおり、原告が新たに入手した開示文書においても別件部分開示文書以外の「利用の目的」欄の記載が開示されている。

また、被告が例示するような「特定の類型の事件で検挙された被疑者の氏名、住所」等（被告準備書面（3）13頁）の第2類型に該当する情報を開示する場合、犯罪捜査の支障になるおそれがある場合がありうるとしても、第2類型に該当する情報がすべて、特定事件の検挙・解決のために警察が捜査し、収集した個人情報やその内容が推測できるものとは限らず、第2類型に該当する情報であっても、情報公開法5条3号または4号の不開示情報に

該当するかどうかが具体的に検討され、不開示情報に該当しない場合は開示されなければならない。

そうすると、不開示情報に該当しない情報を一律に不開示とした警察庁長官の判断は明らかに誤っている。

4 同（4）「記録される項目」欄について

（1）被告は、「記録される項目欄」には、「保有個人情報管理簿の種類、特性等に応じて警察がどのような種類、件数の個人情報を収集しているかが詳細に記載されている。これらの情報には、特定の類型の事件を認知した場合の初動捜査の手法、着眼点、被疑者の割り出しなど、本来的に秘密とされるべき犯罪捜査の手法等が分かる情報が記録されているものもある。」とし、「記録される項目」欄には、犯罪捜査の手法等が明らかとならない情報と、犯罪捜査の手法等が分かる情報があると主張するようである（以下、本項において、前者を「第1類型」、後者を「第2類型」という）。

（2）第1類型に該当する情報について、例えば、別件部分開示文書（甲12の1）の「記録される項目」欄には、「1嘱託受理年、2作成府県、3作成番号、4嘱託受理番号、5氏名（漢字）、6氏名（カナ）、7生年月日、8性別、9犯歴番号、10検挙年月日、11罪名等、12手口、13資料の種類、14身分区分、15使用試薬、16特定DNA型、17備考」との記載があるが、これらの情報からは、初動捜査の手法、着眼点、被疑者の割り出し等の犯罪捜査の手法等が分かる情報が記録されているとはいえない。

また、別件部分開示文書（甲12の10）の「記録される項目」欄には、「1犯歴番号、2部位、3生年月日、4性別、5特徴点情報」とのみ記載されているが、これらの情報が開示されたとしても、それ自体では、何について警察が情報収集していたのか全く不明であり、犯罪等を敢行しようとする者が、偽装、潜在等の証拠隠滅を図るなどといった警察の犯罪捜査を困難に

する対抗措置を取ることは不可能である。

本件不開示文書 122 件に、別件部分開示文書で「記録される項目」欄が開示された 18 件が含まれていることからすると、本件不開示文書には、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのない、すなわち、情報公開法 5 条 3 号又は同条 4 号に該当しない第 1 類型の情報が、さらに多数含まれていることが推測される。後述のとおり、原告が新たに入手した開示文書においても別件部分開示文書以外の「記録される項目」欄の記載が開示されている。

また、第 2 類型に該当する情報であれば、記載される情報が開示されると犯罪捜査に支障が生じるおそれがある場合がありうるとしても、第 2 類型に該当する情報がすべて、情報公開法 5 条 3 号または 4 号の不開示情報に具体的に該当するとは限らず、第 2 類型に該当する情報であっても、情報公開法 5 条 3 号または 4 号の不開示情報に該当するかどうかが具体的に検討され、不開示情報に該当しない場合は開示されなければならない。

そうすると、不開示情報に該当しない情報を一律に不開示とした警察庁長官の判断は明らかに誤っている。

5 同（5）「本人として記録される個人の範囲」欄について

(1) 被告は、「本人として記録される個人の範囲」欄には、「警察がどのような個人情報を収集しているかが容易に把握又は推認できる情報が記載されている。特定事件に関する被疑者・手配者に関する情報はもとより、特定事件に関して警察が事件捜査等をするに当たって、必要な情報を警察に提供している警察組織以外の情報提供元となる機関、団体等の収集範囲が記載されているものもある。」と主張している。

しかし、別件部分開示文書（甲 12 の 1）の同欄に「被疑者 DNA 型記録に係る被疑者」とのみ記載があるとおり、「本人として記録される個人の範囲」

欄には、特定事件に関する記述のない情報も存在する。

(2) 被告は、「本人として記録される個人の範囲」欄の情報を公にすることにより、警察がどのような類型の個人情報を収集しているのかが把握でき、警察の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、並びにこれらの着眼点、関心事等が判明し、または推察されることとなるとし、「本人として記録される個人の範囲」欄の情報は、公にすることで、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、情報公開法5条3号又は、同条4号に該当すると主張する。

しかし、例えば、別件部分開示文書（甲12の1）の「被疑者DNA型記録に係る被疑者」との記載は、特定の事件に関する記述ではなく、また、警察が被疑者DNAの収集を行っていること自体は、DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）が規定されているうえ、警察白書や報道等で既に明らかな事実であり、このことが公にされても、ことさら、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれなどなく、情報公開法5条3号又は同条4号に該当しない。

本件不開示文書122件に、「本人として記録される個人の範囲」欄が開示された別件部分開示文書18件が含まれていることからすると、本件不開示文書には、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのない、すなわち、情報公開法5条3号又は同条4号に該当しない、特定の事件に関する記述のない類型の情報がさらに多数含まれていることが推測される。

そうすると、不開示情報に該当しない情報を一律に不開示とした警察庁長官の判断は明らかに誤っている。

6 同（6）「記録される個人情報の収集方法」欄について

(1) 被告は、「記録される個人情報の収集方法」欄には、「どこから、また、どのような手段、方法により、個人情報を収集しているのかが記載されている」とし、別件部分開示文書（甲12の1ないし18）において記載されている「都道府県警察」という記載のみならず、特定の機関、団体、我が国以外の捜査機関等に関する記載がされているものもあると主張している。

(2) この点、確かに、被告が主張するとおり、都道府県警察等捜査機関以外の、特定の機関、団体が記載されていた場合、情報提供先との信頼関係や、報復措置をおそれた情報提供の委縮などの犯罪捜査に支障が生ずるおそれがある場合はあり得る。

しかし、別件部分開示文書（例えば甲12の1）記載のような「都道府県警察」からの情報提供であれば、これが開示されたとしても、都道府県警察が連携していることは公知の事実であり、捜査機関である都道府県警察が報復措置を恐れて情報提供を委縮することではなく、捜査上の支障は生じない。

また、「記録される個人情報の収集方法」欄のみが開示された場合、その記載欄に「都道府県警察」と記載してあっただけでは、どのような事案について、何を捜査しているのかが全く分からず、犯罪を企図する者等において、特段犯罪の計画、敢行を容易ならしめるものとは言えない。

(3) そうすると、「記録される個人情報の収集方法」として、例えば、「都道府県警察からの送信」とする情報が開示された場合、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれなく、同情報は、情報公開法5条3号又は同条4号に該当しない。

本件不開示文書122件に、「記録される個人情報の収集方法」欄が開示された別件部分開示文書18件が含まれていることからすると、本件不開示文書には、「都道府県警察」からの送信といった情報公開法5条3号又は同条4

号に該当しない情報がさらに多数含まれていることが推測される。

この不開示情報に該当しない情報を一律に不開示とした警察庁長官の判断は明らかに誤っている。

7 同（7）「記録される個人情報の経常的提供先」欄について

被告は「記録される個人情報の経常的提供先」欄には、「警察が収集した個人情報を経常的に提供している特定の機関名が記録されている。」とし、これを開示することにより、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

しかし、「記録される個人の経常的提供先」として、例えば、「都道府県警察からの送信」（甲12の1）とする情報が開示された場合であっても、都道府県警察が連携していることは公知の事実であり、また捜査機関である都道府県警察が報復措置を恐れて情報提供を委縮することではなく、捜査上の支障は生じず、また「都道府県警察」と記載してあつただけでは、どのような事案について、何を捜査しているのかが全く分からず、犯罪を企図する者等において、特段犯罪の計画、敢行を容易ならしめるものとはいえず、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれなく、同情報は、情報公開法5条3号又は同条4号に該当しない。

本件不開示文書122件に、「記録される個人の経常的提供先」欄が開示された別件部分開示文書18件が含まれていることからすると、本件不開示文書には「都道府県警察」からの送信といったさらに多数の情報が含まれていることが推測される。

この不開示情報に該当しない情報を一律に不開示とした警察庁長官の判断は明らかに誤っている。

8 同（8）「保有開始の年月日」欄について

(1) 被告は、「保有開始の年月日」欄には、「当該保有個人情報管理簿により管理されている個人情報ファイルを、いつから保有することとしたか、その年月日が記載され」、「保有期限や保有態様が記載されているものもある。」とし、「特定の時代に発生した顕著な特定の事件、犯罪、対象者等が存するため、『保有開始の年月日』欄の情報と他の情報とを照合することにより、当該個人情報ファイルの名称に関する内容を容易に推測することができ、『名称』欄の情報も明らかとなる。」と主張している。

しかし、特定の時代に発生した顕著な特定の事件、犯罪、対象者が存在し、一部の個人情報ファイルについて、その保有開始の年月日とそれらが結び付けられる可能性があるとしても、個人情報の保有を開始した年月日が明らかになったからといって、必ずしも当該個人情報が特定の時代に発生した顕著な特定の事件等に結び付くものではなく、本件不開示文書の122件すべてについて、「保有開始の年月日」欄の記載内容から特定の事件等に結びつくなどとは到底いえない。

(2) 被告は、「保有開始の年月日」欄の記載を明らかにすることによって、特定の個人情報をいつから保有し始めたか、またはいつ以前の情報を警察が保有していないかが明らかとなると主張している。

しかし、そのような場合があり得るとしても、「保有開始の年月日」だけ開示された場合であれば、被告の主張するおそれは生じない。すなわち、「保有開始の年月日」欄記載事項は、その情報のみが開示された場合には、単なる日付（数字）の開示に過ぎず、また、これに加えて、保有期限や保有態様が記載されていたとしても、これを公にしたことを持って、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはない。そのため、「保有開始の年月日」記載欄の情報は、情報公開法5条3号又は同条4号に該当しない。

また、被告は、「保有開始の年月日」欄の記載が他の項目欄の情報と合わせて公となった場合には保有個人情報の内容が推認され特定されることにあると主張するが、そのような場合があり得るとしても、他の項目欄の情報と合わせて公となるすべての場合に保有個人情報の内容が推認され特定されるなどということはあり得ない。

したがって、「保有開始の年月日」欄の記載を一律に不開示とした警察庁長官の判断は明らかに誤っている。

9 同（9）「保存場所」欄について

(1) 被告は、「保存場所」欄には、「個人情報ファイルを保管、管理している場所が記載されており、保有個人情報管理簿の種類、性質に応じて、一般に公にされていない秘匿されている場所、あるいは特定の所属等が記載されている。」としており、「保存場所」欄には、一般に公にされ秘匿されていない場所や、警察庁組織令等で公になっている特定の所属が記載されている文書もあると推測される。

一般に公にされ秘匿されていない場所や、警察庁組織令等で公になつてゐる特定の所属についての記載が公にされたとしても、警察の特定の部署が何らかの個人情報を収集していることは当然想定されることであり、この情報を開示したとしても、直ちに国の安全や、犯罪捜査に支障を及ぼすことにはならない。

(2) また、被告は、保管場所の記載内容から、当該個人情報ファイルは電磁的記録なのか、紙媒体なのかといった保管形態も明らかになると主張している。

しかし、この被告の主張によれば、保管場所の記載から保管態様が推測されたとしても、それによって、直ちに国の安全を脅かし、捜査に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。そもそも、警察庁において保管する個人情報は、その媒体にかかわらず、外部に流失することがないよう厳格に保管、管

理されなければならず、国の安全を脅かす反社会的勢力や犯罪を企図する者等が警察が保有する情報を入手しようとすることに対する対策は十分に取られなければならない、当該対策がなされているはずであり、警察庁外で警察が保有する個人情報を集約し保管管理する機関にあっても、同様である。

そうすると、保管場所を明らかにしたとしても、そのこと自体によって、被告が主張する国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれが生じるとはいえない。

(3) また、被告は「保管場所」欄記載の情報を公にすることにより「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄及び「利用の目的」欄の情報が容易に推認されると主張しているが、「保管場所」欄記載の情報を開示したすべての場合にそのような推認がなされるとは考えられない。

(4) よって、「保管場所」欄記載の情報を公にしたとしても、全ての場合に国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるということはない。本件不開示文書122件に一般に公にされ秘匿されていない場所や、警察庁組織令等で公になっている特定の所属が記載されたものがあるはずであり、これを不開示情報に該当するとして一律に不開示とした警察庁長官の判断は明らかに誤っている。

10 同（10）「備考」欄について

(1) 被告は、「備考」欄には、「取り扱う権限を有する者の範囲、電気通信を利用して伝達する場合における注意事項、取り扱うことができる場所、保存すべき場所の他、取り扱う上での留意事項、削除の要件、関係する法令、規則、訓令、通達等の名称、その他参考事項等、詳細な情報が記載されているものもある。」とし、「備考」欄の不開示部分には、別件部分開示文書（甲12の1ないし18）に記載されている記述のみにとどまらず、公にすることがで

きない情報が多数記載されており、「備考」欄の不開示部分を公にすることにより、「名称」欄をはじめとする各項目記載欄の内容も容易に推測できる情報が記載されているものもあると主張している。

しかし、前記のとおり、被告は、開示請求があった場合には、「一般に公開された場合に生じる支障につき、あらゆる角度からの事態を想定して、検討を加え」たうえで開示する決定をするということであるから、本件不開示文書の「備考」欄には、別件部分開示文書において開示された記載が含まれていることが明らかであり、これらは情報公開法5条3号又は同条4号に該当しないものである。

そして、本件不開示文書122件に、「備考」欄が開示された別件部分開示文書18件が含まれていることからすると、さらに多数の開示されるべき情報が含まれていることが推測される。

したがって、「備考」欄の記載を一律に不開示と判断した点で、警察庁長官の判断は明らかに誤っている。

(2)なお、被告は、「特定の間同種事案を起こさなかった場合、記録を抹消する。」

という削除期間に関する要件の記載があった場合、同種犯罪を企図する者等はその間の犯行を控え、警察の情報が抹消された時点で再び敢行をするおそれがあるとし、警察の情報収集活動及び捜査活動に支障を及ぼすと主張している。

しかし、そもそも、どの程度の同種犯罪を企図する者等が、警察の情報が抹消された時点まで犯意を持ち続け、犯罪を敢行するのか疑問であり、被告は抽象的なおそれを主張しているにすぎず、法的保護に値する蓋然性を備えたおそれとは全くいえない。

第3 類型的に開示されている情報については開示されるべきであること

1 本件入手文書の入手経緯

(1) 訴外三宅俊司による情報公開請求の実施及びその内容

訴外三宅俊司は、2019年4月9日、警察庁長官に対して、「行政機関個人情報保護法10条2項1号、2号に該当するとして個人情報ファイルの作成義務の例外としてされている個人情報ファイル管理簿ないしそれに類するもののうち、以下のもの（名称が異なる場合は名称から合理敵に理解できる同様のもの）の個人情報ファイル管理簿ないしそれに類するもの ①DNA型データベース ②登録指紋データベース ③指掌紋自動識別システム ④画像情報検索システム ⑤被害者写真ファイル ⑥暴力団対策に関するもの ⑦犯罪手口に関するもの ⑧要注意人物に関するもの ⑨指名手配犯に関するもの ⑩情報提供者に関するもの」を対象文書として情報公開請求を行った（甲22〔開示請求書〕）。

(2) 警察庁長官による一部開示決定

これに対して、警察庁長官は、令和元年7月26日、以下の文書について、一部開示決定を行なった。

ア 平31警察庁甲情公発第29-6

警察庁長官は、「『⑨指名手配犯に関するもの』に係る保有個人情報管理簿」の一部開示決定を行なった（甲23〔行政文書開示決定通知書・29-6〕）。これにより開示されたのが、甲24の1ないし2の文書である。

イ 平31警察庁甲情公発第29-7

警察庁長官は、「『⑦犯罪手口に関するもの』に係る保有個人情報管理簿」の一部開示決定をした（甲25〔行政文書開示決定通知書・29-7〕）。これにより開示されたのが、甲26の1ないし2の文書である。

ウ 平31警察庁甲情公発第29-8

警察庁長官は、「『⑥暴力団対策に関するもの』のうち、組織犯罪対策部

組織犯罪対策企画課が保有する保有個人情報管理簿」の一部開示決定をした（甲27〔行政文書開示決定通知書・29-8〕）。これにより開示されたのが、甲28の1ないし2の文書である。

エ 平31警察庁甲情公発第29-9

警察庁長官は、「⑥暴力団対策に関するもの」のうち、組織犯罪対策部暴力団対策課が保有する保有個人情報管理簿」の一部開示決定をした（甲29〔行政文書開示決定通知書・29-9〕）。これにより開示されたのが、甲30の文書である。

オ 平31警察庁甲情公発第29-10

警察庁長官は、「⑧要注意人物に関するもの」に係る保有個人情報管理簿」の一部開示決定をした（甲31〔行政文書開示決定通知書・29-10〕）。これにより開示されたのが、甲32の1ないし6の文書である。

カ 平31警察庁甲情公発第29-11

警察庁長官は、「①DNA型データベース ②登録指紋データベース ③指掌紋自動識別システム ④画像情報検索システム ⑤被害者写真ファイル」に係る保有個人情報管理簿」の一部開示決定をした（甲33〔行政文書開示決定通知書・29-11〕）。これにより開示されたのが、甲34の1ないし18の文書である。

キ 以上より、警察庁長官は、2019年4月9日付の情報公開請求に対して、合計31件の文書を開示（一部開示）した。

（3）警察庁長官による不開示決定

警察庁長官は、令和元年8月6日、「⑩情報提供者に関するもの」に係る保有個人情報管理簿」については、不存在であるとして不開示決定をした（甲35〔行政文書不開示決定通知書・29-12〕）。

その後、原告は、訴外三宅俊司から、開示された文書を入手した（以下、入手した文書を総称して「本件入手文書」という。）。

2 様式がほぼ同一であること

本件部分開示文書及び別件部分開示文書の様式、並びに、本件入手文書の様式を比較すると、いずれもその左側には、以下の通り、ほぼ同一の項目が列記されている。そして、各用紙の左上には「別記様式」との記載がある。

したがって、本件請求文書、別件部分開示文書の様式と本件入手文書の様式は同一であることがわかる。

本件部分開示文書 (甲13の1~122)	別件部分開示文書 (甲12の1~18)	本件入手文書 (甲24の1~甲34の18)
名称	名称	名称
利用に供される事務をつかさどる係の名称	利用に供される事務をつかさどる係の名称	利用に供される事務をつかさどる係の名称
利用の目的	利用の目的	利用の目的
記録される項目	記録される項目	記録される項目 (一部、記録項目)
本人として記録される個人の範囲	本人として記録される個人の範囲	本人として記録される個人の範囲
記録される個人情報の収集方法	記録される個人情報の収集方法	記録される個人情報の収集方法
記録される個人情報の経常的提供先	記録される個人情報の経常的提供先	記録される個人情報の経常的提供先
保有開始の年月日期	保有開始の年月日期	保有開始の年月日期
保存場所	保存場所	保存場所
備考	備考	備考

3 本件部分開示文書、別件部分開示文書及び本件入手文書の対象文書が同一であること

(1) 本件部分開示文書

本件請求において、原告は、「行政機関個人情報保護法10条2項1号、2号、11号に該当する個人情報ファイルの作成義務の例外とされている個人

情報ファイルの数、個人情報ファイルの名称、含まれる個人情報の概要のわかるもの」を対象文書として情報公開請求を行った。

(2) 別件部分開示文書

別件請求において、原告は、「DNA データベース、登録指紋のデータベース、指掌紋自動認識システム、N システム、画像情報検索システム、外国人個人識別情報、被疑者写真ファイル（いずれも名称が異なる場合は各名称から合理的に理解できる同様のもの）」を対象文書として情報公開請求を行った。

(3) 本件入手文書

本件入手文書について、訴外三宅俊司は、上記「1 本件入手文書の入手経緯」に記載の通り、「行政機関個人情報保護法 10 条 2 項 1 号、2 号に該当するとして個人情報ファイルの作成義務の例外としてされている個人情報ファイル管理簿ないしそれに類するもののうち、以下のもの（名称が異なる場合は名称から合理敵に理解できる同様のもの）の個人情報ファイル管理簿ないしそれに類するもの ①DNA 型データベース ②登録指紋データベース ③指掌紋自動識別システム ④画像情報検索システム ⑤被害者写真ファイル ⑥暴力団対策に関するもの ⑦犯罪手口に関するもの ⑧要注意人物に関するもの ⑨指名手配犯に関するもの ⑩情報提供者に関するもの」を対象文書として情報公開請求を行った。

(4) 小括

以上のとおり、本件部分開示文書と本件入手文書とは、いずれも「行政機関個人情報保護法 10 条 2 項 1 号、2 号、11 号に該当する個人情報ファイルの作成義務の例外とされている個人情報ファイル」が対象文書であることが一致している。

そして、別件部分開示文書と本件入手文書とは、多くの部分で重複し、本件入手文書の方がより多くの文書を開示請求の対象としている。

また、別件部分開示文書は、本件部分開示文書の一部であることは被告も認めている。

このように、本件入手文書は、本件部分開示文書あるいは新たに作成された文書を含む本件部分開示文書の一部である。

4 本件入手文書及び別件部分開示文書において開示されていた項目

(1) 本件入手文書において開示された項目及びその記載事項

本件入手文書においては、別表1の通り、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」「利用目的」については、その記載事項が全て開示された。

さらに、「記録される項目」「本人として記録される個人の範囲」「記録される個人情報の収集方法」「記録される個人情報の経常的提供先」「備考」については、一部に不開示部分があるが、ほとんどの文書においてその記載事項が開示されていた。

また、「名称」について、行政文書開示決定通知書の記載から名称が推認可能な文書については不開示とされていたものの、行政文書開示決定通知書の記載から名称を推認することが困難な文書については、その記載事項の一部が開示された。

(2) 別件部分開示文書において開示された項目及びその記載事項

別件部分開示文書においては、別表2の通り「利用に供される事務をつかさどる係の名称」「利用目的」「記録される個人情報の収集方法」「記録される個人情報の経常的提供先」については、その記載事項が全て開示された。

さらに、「記録される項目」「本人として記録される個人の範囲」「備考」については、一部に不開示部分があるとしても、ほとんどの文書において全てその記載事項が開示されていた。

(3) 小括

そして、本件入手文書においても、別件部分開示文書においても、「利用に

供される事務をつかさどる係の名称」「利用の目的」については、記載があるものについては全てが開示されていた。

また、それ以外の項目についても、一部に不開示部分があるだけで、ほぼ全て開示された。

5 別件部分開示文書と本件入手文書の開示項目については、類型的に開示の可否が判断されていること

まず、上記2で述べた通り、本件請求文書及び別件部分開示文書ならびに本件入手文書の書式は同一である。

そして、上記3で述べたとおり、本件請求文書、別件部分開示文書及び本件入手文書は、開示請求の対象とした文書の記載事項からしても、同一の文書であることがわかる。

かかる事実からすると、本件請求文書において開示されなかつた部分は、上記4において示した別件部分開示文書及び本件入手文書の開示部分と同一であることが容易に推測できる。

被告は、答弁書において、行政機関の長は、「高度の行政的判断として、開示することの公益が不開示にすることの利益に優越する場合に、行政機関の長の判断で裁量的開示を認めるべき」であり、「ある情報を開示する場合は」情報公開法5条各号「の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認」して、開示不開示を決定していると主張する（答弁書・10頁ないし11頁）。

そうすると、本件入手文書と別件部分開示文書において開示した部分は、警察庁長官が、あらゆる可能性を考えても開示できると判断したものであるといえる。

このことから、別件部分開示文書及び本件入手文書において、警察庁長官があらゆる可能性を考えても類型的に開示できると判断して開示された部分については、本件請求文書においても、開示すべきことは明らかである。それにも

関わらず、別件部分開示文書及び本件入手文書において類型的に開示すべきものと判断して開示した部分ですらこれを開示していない本件不開示決定は違法だと言わざるを得ない。少なくとも、本件入手文書及び別件部分開示文書において共通して開示されている部分については、類型的に開示できる部分であると判断しているのであるから、本件請求文書についても、同様に開示されるべきである。

以上

(別表 1)

下記表のうち、「○」は全部開示を、「○」は一部開示を、「×」は不開示を、「-」は記載がないことを意味する。

(別表2)

下記表のうち、「○」は全部開示を、「○」は一部開示を、「×」は不開示を意味する。